

(答申第1号)
令和7年12月10日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町個人情報保護審査会
会長 長谷川 福造

保有個人情報の部分開示決定に関する審査請求について (答申)

令和7年6月20日付け寒子支第1054号で諮問された保有個人情報開示請求に係る保有個人情報の部分開示決定の件について、次のとおり答申します。

1. 審査会の結論

寒川町長(以下、「実施機関」という。)が行った保有個人情報の部分開示決定処分(以下、「本件処分」という。)は、妥当である。

2. 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和7年3月17日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、「児童手当法4条4項による児童手当受給者変更をした際に、申請者による書類一式及び役場内承認に関わる資料一式」(以下、「対象情報(文書)」という。)の保有個人情報開示請求(以下、「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求を受け、令和7年3月31日付けで審査請求人に対し、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和7年4月7日付けで実施機関に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

3. 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象情報(文書)を全部開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人に関する内容であり、本件請求に係る法定代理人に関わる内容が含まれている部分も非開示とされている。

イ 本件請求に係る法定代理人が神奈川県に対し、児童手当給付資格消滅処分に関する審査請求をしている中で、神奈川県の審理員が「児童手当法第4条第3項」において手続をしたとの説明があり、町から開示された内容を確認すると、町では児童手当法第4条第4項により児童手当の支給を決定しており、神奈川県の審理員が説明していることと相反しており、誤った処理を行っている。

4. 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求については、審査請求人以外の個人から、審査請求人を児童手当支給要件児童として、児童手当を受給するために提出された書類に係る情報である。

(2) 児童手当の受給権については、対象児童ではなく、児童を養育する者にある。

以上の理由から、法第78条第1項第2号本文に該当する部分を非開示とした、本件処分に違法又は不当な点はない。

5. 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から提出された資料並びに口頭意見陳述等に基づき審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件請求及び本件処分について

本件請求は、対象情報（文書）の保有個人情報の開示を求めるもので、それに対し、実施機関が法第78条第1項第2号本文に該当するものとして、開示請求者以外の個人に関する情報及び開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある部分を不開示とし、本件処分を行った。

(2) 対象情報（文書）の特定について

本件請求は、児童手当の受給者変更をするに当たっての審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、実施機関が特定した審査請求人を児童手当支給要件児童とされる児童手当認定請求書とその添付書類及び認定に係る起案文書における情報が対象情報（文書）であるものと判断した。

(3) 法第78条第1項第2号本文の該当性について

当審査会において、非開示とされた部分をインカメラ審理により見分したところ、審査請求人以外の者の氏名や生年月日等が含まれていたほか、審査請求人以外の個人の権利利益となる児童手当受給権に係る内容が非開示とされていたことが確認できたことから、法第78条第1項第2号本文に該当すると判断する。

よって、法第78条第1項第2号本文に該当する部分を非開示とする本件処分は、妥当であると判断する。

(4) その他の審査請求人の主張について

当審査会は、開示決定等の違法性及び不当性について、法に基づき審議する機関であ

る。審査請求人は、開示決定等の違法性及び不当性以外にも種々主張するが、その是非について当審査会は判断する立場になく、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

6. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

【別紙】 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年6月20日	実施機関から諮問書を受理
令和7年7月28日	審査会会議（第1回）
令和7年9月5日	審査会会議（第2回） 口頭意見陳述の実施、実施機関への質疑
令和7年10月14日	審査会会議（第3回）
令和7年11月6日	審査会会議（第4回）